

蘇生術を行わない（DNR）指示に関する指針

DNR（Do Not Resuscitate）とは、終末期状態の患者（癌の末期、老衰、救命の可能性がない患者など）で、心肺停止時に蘇生術を行わないことをいう。DNRを医師が指示することを「DNR指示」という。

I. DNR指示を考慮する場合

1. 患者、家族からの要請（事前指示書あるいは口頭で明確な意思表示）が出された場合、それをもとに主治医（担当医）は患者、家族とその後の方針を検討する。
2. 進行性疾患で死が差し迫っている終末期や老衰末期患者などで、心肺蘇生が妥当な処置とは考えられない患者を対象とし、以下の2つの要件を満たす場合に、主治医（担当医）からDNRを選択枝の一つとして提示することができる。

- （1）医学的に死期が近い状態で、心肺停止が差し迫っていると判断される。
- （2）心肺蘇生をしても医学的に治療の効果が期待できないと判断される。

II. DNRの決定

1、事前指示書を携えている場合

患者の意思決定能力があるときに書かれた「終末期状態で心肺蘇生を拒否することを明示した文書」（事前指示書）を患者が携えている場合は、この文書における患者の意思を尊重しなければならない。しかし、その時点で家族から異なった意見が出された場合は関係者間で協議する。

2.意思決定能力のある患者の場合

意思決定能力のある患者はいつでも「DNR指示」を要請できる。要請を受けた主治医（担当医）は速やかに患者、家族と協議を行わなければならない。この際、客観的な医学的判断の妥当性を前提に、患者の意思が尊重される。

3.意思決定能力のない患者の場合

意思決定能力のない患者でDNR指示が妥当と判断される場合、あるいは家族からのDNRの要望が出されてDNR指示を検討するのは、Iの2の「2つの要件」を満たす場合に限られる。この場合、客観的な医学的判断を行い、心肺蘇生が本人の生命維持に与える影響を十分説明した上での家族の同意が必要である。連絡可能な家族がいない場合は複数の医師の同意が必要である。

III. DNR指示決定後の修正、停止、撤回

DNR指示決定後、状況の変化に応じ患者、家族、医師のどちら側からでも、いつでも指示の修正、停止、撤回を要求できる。

長崎労災病院 病院長